



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏
(03-5778-9436)

第 2 四半期業績予想との差異に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 9 日に公表いたしました、平成 30 年 4 月期第 2 四半期業績予想と本日公表の実績値に差異が生じたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 平成 30 年 4 月期 第 2 四半期(累計) 個別業績予想数値との差異 (平成 29 年 5 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	四 半 期 純 利 益	1 株 当 たり 四 半 期 純 利 益
前回発表予想 (A)	百万円 3,186	百万円 493	百万円 490	百万円 310	円 銭 72.41
今回実績値 (B)	1,681	△96	△102	△101	△23.73
増 減 額 (B - A)	△1,505	△589	△592	△411	
増 減 率 (%)	△47.2	—	—	—	
(参考) 前期第 2 四半期実績 (平成 29 年 4 月期第 2 四半期)	2,880	375	370	167	39.31

(注) 平成 30 年 4 月期 第 2 四半期(累計) 個別業績予想数値の 1 株当たり四半期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 差異の理由

当第 2 四半期累計期間業績は、売上高が 1,681,936 千円 (前第 2 四半期累計期間 2,880,090 千円)、経常損失は 102,090 千円 (前第 2 四半期累計期間経常利益 370,285 千円)、の減収減益となりました。

減収減益の主な要因は、本日発表いたしました平成 30 年 4 月期第 2 四半決算短信において、「平成 29 年 4 月に施行された改正 FIT 法の影響により、コンパクトソーラー発電所 (小型太陽光発電施設) の着工スケジュールの変更等を実施した影響により、お客様への引渡し並びに系統連系のスケジュールに変更等が生じております。」と記載しておりますが、詳細は以下となり補足説明をさせていただきます。

①新制度での新規認定制度申請等における審査の遅れ

当初計画におきましては、経済産業省の外局である資源エネルギー庁より、新制度による申請書類の標準処理期間は 1～2 カ月と発表があり、当社としましては、新規認定制度申請提出後、系統連系まで 3～4 ヶ月を想定しておりました。

平成 29 年 6 月資源エネルギー庁より、新制度になり、申請項目や必要書類が増加したこと、電子申請システムを刷新したことで、1 件あたりの審査時間の長期化、申請不備率の大幅な上昇により、審査期間が大幅に長

期化している旨の発表がありました。また、当社の申請案件につきましては、概ね4ヶ月から6ヶ月を要しております。

これらに伴い、当第2四半期に売上計上予定の約7億円が未計上となりました。

②新制度対応に伴う説明会の実施

新制度移行に伴い、改正FIT法施行日の前日（平成29年3月31日）までに既に接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなし、このような「みなし認定」案件については、全設備について、新制度での認定を受けたものとみなされた日から6ヶ月以内（平成29年9月30日迄）に、事業計画の提出が必要との旧認定取得者に対する経過措置が発表されました。

該当する当社の顧客約560名に対して、みなし認定制度に関する説明会及び申請書類等の記入方法の説明会を5月以降開催したことにより、当社営業活動のリソースの大幅低下に繋がりました。

3. 通期業績予想に関して

以上のような理由から、当第2四半期累計期間業績は減収減益となりましたが、今後は資源エネルギー庁の審査期間の遅れも徐々に解消され系統連系も順次実施される見込みであることや発電所中古物件の販売等により、通期業績予想につきましては、平成29年6月9日公表の予想から修正はありません。

以 上